

生後6か月～4歳の子どもへの接種 (乳幼児接種) についてのお知らせ



令和5年3月7日に厚生労働省から発表された新型コロナワクチンの接種制度変更についてのご報告です。

これまで生後6か月～4歳用の新型コロナワクチンは特例臨時接種に定められており、公費接種（無料接種）の期限が令和5年3月末までと設定されておりました。

この度、臨時接種期間が延長され、**令和6年3月末まで公費接種可能**となりました。

乳幼児接種に使用するワクチンは「**従来型ワクチン**」であり、「オミクロン株対応2価ワクチン」ではありません。



生後6か月～4歳の子どもへの接種 (乳幼児接種) についてのお知らせ



これまで同様**3回接種1セット**となります。

1回目接種日から**3週間後**に2回目の接種を行い、2回目から3回目の接種間隔は**8週間**となっています。ワクチン接種間隔を考慮すると、令和6年1月中旬までに1回目の接種を開始しないと期限内に3回接種を終えることができません。

● **接種間隔** 生後6か月から4歳のお子様は、**合計3回接種**して、初回接種が完了します(※)。

3回で1セットですので、**早めの接種予約**をご検討ください。

(※) 5歳以上の方の初回接種は1・2回目接種の合計2回です。

1回目接種後、通常3週間あけて2回目を受け、2回目接種後、8週間あけて3回目を受けます。通常の間隔を超えた場合には、なるべく速やかに接種してください。



(※) 最短で19日後からの接種が可能です。例の場合、11月22日が11月20日になります。

生後6か月～4歳の子どもへの接種 (乳幼児接種) についてのお知らせ



基本的には3回接種が望ましいですが、諸事情により期限内に3回接種を終えることができず、1～2回接種しただけでも一定の効果があると言われております。

令和5年1月30日に厚生労働省から医療関係者に向けて発表された内容は以下の通りです。

「現在行っている新型コロナワクチンの接種は、小児や乳幼児の接種を含め、基本的には特例臨時接種として実施している接種を全て実施することが効果的です。一方で、様々な事情により、小児・乳幼児への接種が全ての接種を完了できないとしても、一定の効果は期待されますので、可能な範囲で接種をご検討頂くよう、接種の勧奨を行ってください。」